

**香川県条例第13号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(種別及び金額) 第2条 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 略</p> <p>別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種別</th> <th style="width:30%;">区分</th> <th style="width:10%;">単位</th> <th style="width:40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～570 略</td> </tr> <tr> <td>571 建築士免許手数料</td> <td>二級建築士又は木造建築士免許</td> <td>1件</td> <td style="text-align: right;"><u>24,400円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">571の2～598 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">試験等</td> <td style="width:50%; text-align: center;">手数料</td> </tr> </table>	種別	区分	単位	金額	1～570 略				571 建築士免許手数料	二級建築士又は木造建築士免許	1件	<u>24,400円</u>	571の2～598 略				試験等	手数料	<p>(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p> <p>別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種別</th> <th style="width:30%;">区分</th> <th style="width:10%;">単位</th> <th style="width:40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～570 略</td> </tr> <tr> <td>571 建築士免許手数料</td> <td>二級建築士又は木造建築士免許</td> <td>1件</td> <td style="text-align: right;"><u>19,300円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">571の2～598 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">試験等</td> <td style="width:50%; text-align: center;">手数料</td> </tr> </table>	種別	区分	単位	金額	1～570 略				571 建築士免許手数料	二級建築士又は木造建築士免許	1件	<u>19,300円</u>	571の2～598 略				試験等	手数料
種別	区分	単位	金額																																		
1～570 略																																					
571 建築士免許手数料	二級建築士又は木造建築士免許	1件	<u>24,400円</u>																																		
571の2～598 略																																					
試験等	手数料																																				
種別	区分	単位	金額																																		
1～570 略																																					
571 建築士免許手数料	二級建築士又は木造建築士免許	1件	<u>19,300円</u>																																		
571の2～598 略																																					
試験等	手数料																																				

1～13 略		
14 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	1件	<u>18,500円</u>
15 略		

1～13 略		
14 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条に規定する二級建築士試験又は木造建築士試験	1件	<u>17,900円</u>
15 略		

附 則

- 1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第115号）第100条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対する改正後の別表第1 第2表 手数料の部571の項の規定の適用については、同項中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。